

令和2年5月1日

保護者の皆様

三重県立四日市商業高等学校

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の休業延長について

平素は、学校の教育活動に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内で初めてのクラスターが発生するとともに、東紀州地域でも感染が確認され発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況となっています。

隣接県では、4月16日に特定警戒都道府県に指定された愛知県、岐阜県で、感染者数が増加するとともに、新たなクラスターが発生するなど、依然として感染拡大が続いています。また、他県においては、学校で教員・児童生徒が相次いで感染する事例も見られます。

また、緊急事態措置実施期間における移動自粛等の効果は、2週間程度先に確認されるということに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極めることも必要と考えられます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を第一に考え、三重県教育委員会は県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。臨時休業により、児童生徒は学校へ登校できないことによる不安やストレス等を抱え、保護者の皆様におかれましても、学習の遅れや進路に対する不安等、多大な御心配をおかけしていることと存じます。引き続き、臨時休業中は、オンラインによるホームルームや電話、ホームページ等の活用により、児童生徒との連絡を密にとるよう心がけ、児童生徒の様子への把握に努めるとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインによる授業や紙の教材等により家庭学習の支援を進めてまいります。また、臨時休業の長期化に伴う年間授業計画の見直しを進め、本校においては、下記の方角で検討しておりますので、お知りおきください。

なお、学校の再開については、国の緊急事態措置の動向、専門家会議の分析を踏まえつつ、県内における感染状況や近隣県の状況等を勘案して、5月25日に改めて判断します。

1. 4月15日（水）～5月31日（日）の休業により、各教科・科目等の授業ができなかった日数は25日程度となっています。（行事、身体測定、中間考査等の日数は除いています。）7月の期末考査以降の行事の精選や保護者会のオンラインによる実施、夏季休業の短縮（夏季休業日の開始を8月1日、終了を8月26日とする。）等による対応で、約13日間の授業日を確保します。
2. オンラインでの授業や課題等で学習目標を達成できる内容については、5月の臨時休業、夏季休業の期間で対応し、6月以降の授業内容について精選を図ります。なお、課題がうまく進まない生徒、課題を早く完了した生徒、特に別の対応を希望する生徒に対しては、個別に対応させていただきます。
3. 臨時休業期間における課題の定着度を確認するため、5月にオンラインで1回、臨時休業明けに、確認テストの実施、課題プリントの提出を予定しています。
4. 1学期の成績については、臨時休業期間における課題の取組状況や成果、学校再開後の授業や7月に実施する定期考査等の状況を踏まえ、総合的に判断します。
5. 進学・就職に関係する試験や資格取得に係る補習等については、全国の動きを注視するとともに、進路指導部が中心となって、関係機関からの情報を収集のうえ、案内します。